

『マイナ保険証』と『資格確認書』の

従来の健康保険証は令和7年12月2日で完全に廃止されました。以降、医療機関等では「マイナ保険証」もしくは「資格確認書」で資格確認(受付)を行っていただくこととなりますが、それぞれが切れ目なく保険診療を利用していただくための留意点等をご案内いたします。

マイナ保険証で資格確認(受付)を行う方

■マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があり「年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで」とされています。また、マイナンバーカードそのものの有効期限は「発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで」とされていますので、ご利用前に有効期限をご確認ください。

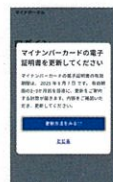
利用する前に有効期限を確認しましょう!



有効期限が近づくと…?



有効期限の3カ月前から、マイナポータルや医療機関の顔認証付きカードリーダーでアラートが表示されます。



有効期限の2~3カ月前を目途に「有効期限通知書」が送付されます。受領された際は住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。



■マイナンバーカードを紛失した場合・有効期限が切れた場合

マイナンバーカードの紛失や有効期限切れ等により、一時的に「資格確認書」を必要とする方は、事業主経由で(任意継続の方は直接健保へ)「資格確認書交付申請書(様式31)」をご提出ください。

電子証明書の有効期限確認方法はこちら



資格確認書で資格確認(受付)を行う方

■資格確認書の更新について

資格確認書をお持ちの方で以下の事由に該当する方は更新が必要となります。事由発生の際、引き続き資格確認書の交付を希望する場合は以下の更新手続きをご参照ください。

更新手続きの際、提出種類等は事業主を通じて(任意継続の方は直接)健保へご提出ください。

更新の事由	対象者	更新手続き
有効期限切れ	対象者	有効期限が令和11年8月末までの資格確認書保有者 更新時の対応については追ってお知らせします。
資格の異動	対象者 被保険者の手続き 被扶養者の手続き	転籍や再雇用に伴い資格が新しくなる方 資格喪失・取得の手続きは各事業主が行います。その際、引き続き資格確認書が必要な方は、事業主(健保担当窓口)にその旨を申し出てください。 引き続き被扶養者が資格確認書の交付を希望する場合は、「資格確認書交付申請書(様式31)」をご提出ください。
登録情報の変更	対象者 被保険者の手続き 被扶養者の手続き	氏名や生年月日など、健保への届出内容(資格確認書券面情報)に変更が生じる方 「健康保険被保険者氏名・生年月日変更訂正届(様式25)」をご提出ください。 「被扶養者氏名・生年月日・続柄・変更訂正届(様式26)」をご提出ください。 被保険者・被扶養者のいずれも、引き続き資格確認書が必要な方は「資格確認書交付申請書(様式31)」をご提出ください。

各種届出様式はこちら



有効期限 & 更新手続きにご注意ください!

注意

「資格確認書」は申請から交付まで一定の時間を要しますので、事由発生後は速やかな申請をお願いします。

■資格確認書の返却について

右に該当する方は、事業主経由で(任意継続の方は直接健保へ)資格確認書をご返却ください。

- 資格を喪失した
- 資格確認書を更新した(旧資格確認書の返却)
- マイナ保険証を利用登録した



ご協力をお願いします

『マイナ保険証』利用登録のお願い



これまで、マイナ保険証を利用するメリットとして「過去の診療情報を医師と共有でき良質な医療につながる」「医療費の削減」「各種手続きの簡素化」などご紹介してきましたが、資格確認書の更新等の場面においても、確認書の受領や返却といった手間やコスト、時間が省略されます。今一度、マイナンバーカードの保険証としての利用登録についてご検討をお願いします。

マイナ保険証利用登録方法

①スマホで専用サイトから
マイナポータルアプリのダウンロードが必要です。



②セブン銀行ATMで



③医療機関・薬局のカードリーダーで



顔認証での登録も可能



マイナ保険証の利用登録方法はこちら(厚生労働省HP)



マイナ保険証のメリットはけんぽNews(No.76)をご確認ください

JFE健康保険組合からのお知らせ

医療費通知について

JFE健保では年に2回「医療費のお知らせ」を発行しており、次回の発行は令和8年2月頃ご自宅への郵送を予定しています。ご家族の健康管理や診療状況の再確認等にご活用ください。

なお、本通知は確定申告で医療費控除の添付資料として利用できます。通知の見方などは健保HPにてご確認くださいませので、参考にしてください。

医療費通知の見方はこちら



子ども・子育て支援金制度について

令和8年4月より「子ども・子育て支援金制度」が始まります。これにより全ての世帯の被保険者と事業主が4月保険料より「子ども・子育て支援金」を負担することとなりますが、その徴収は保険者(健保組合等)が行うこととされています。支援金率は、3月頃に健保HPでお知らせいたします。



お問合せ先 ▶ TEL 03-3597-3333(保険業務室)